

安否不明者の氏名等公表に関する調査（市町村※）

参考資料 4 - 3

※調査対象：被災経験がある自治体（49団体）、人口が多い自治体（5団体）

回答団体数：31団体（令和4年3月11日時点）

問 番号	設問	選択肢					回答数 (合計)	主な自由回答
		1	2	3	4	5		
1	過去の災害において、安否不明者の氏名等公表（または非公表）の判断が必要となった事例はありましたか。 1：ある 2：ない ※「2」を選択された場合は、問7へ	12	19	-	-	-	31	-
2	安否不明者の氏名等公表を行いましたか。 1：都道府県から行った 2：市町村から行った 3：都道府県と市町村が共同で行った 4：行わなかった	5	4	0	6	-	15	-
3	※氏名等公表を行った場合のみ、ご回答ください。 安否不明者の氏名等公表の効果について自由回答欄にご記載ください。	/						<ul style="list-style-type: none"> ・安否不明者の氏名公表により、早期の安否確認につながった。 ・捜索活動を行う際、役に立った。 ・救助活動の効率化を図ることができた。 ・報道内容には誤った情報も含まれていたが、正確な情報の公表により救助活動や情報錯綜の解消に役立った。 ・公表により報道等がなされたが、効果は不明。
4	安否不明者の氏名等公表（または非公表）を判断した理由を自由回答欄にご記載ください。	/						<ul style="list-style-type: none"> ・県の判断 《公表した理由》 ・警察、消防、自衛隊等の関係機関の各種活動等を推進させ、円滑化するため。 ・早期の安否の確認、円滑な救助救出活動の推進 ・捜索活動の効率化及び円滑化 ・社会的関心の高さ、事実の明確化 《公表しなかった理由》 ・家族の同意が得られないため。 ・個人情報保護 《その他》 ・災害の規模が大きすぎて、安否不明者の把握ができなかったことと、行方不明者との区別もできなかったことから、公表の是非の検討にも至らなかった。

5	※氏名等公表を行った場合のみ、ご回答ください。 個々の安否不明者の氏名等公表(または非公表)を判断した条件を自由回答欄にご記載ください。	/						<ul style="list-style-type: none"> ・救出・捜索に資する／住民基本台帳の閲覧等制限なし／家族等の同意 ・人命救助を第一に、家族の同意を確認せず、速やかに公表した。 ・県の判断
6	災害当時、安否不明者の氏名等公表(または非公表)を行ったことによって、課題はありましたか。 1：あった 2：なかった	4	9	—	—	—	13	<ul style="list-style-type: none"> ・報道からの問合せが多くあった。 ・報道機関が行方不明者発見情報について報道する義務がある旨を主張し、情報入手のため付きまとう等の課題があった。 ・公表していないにも関わらず、マスコミが行方不明者の氏名をつきとめ、家族に取材にいくといった事例があった。 ・安否不明者に関する問合せ対応に追われた。安否不明者として住民や知人から情報が寄せられるが、その情報が正確でない(住所や氏名の誤り等)こともあり、照合に時間がかかる。
7	災害時における安否不明者の氏名等公表について、貴市町村の現在の対応状況をご回答ください。 1：都道府県の方針に基づき対応することとしている 2：都道府県の方針に加えて、市町村で方針を定め、対応することとしている 3：都道府県の方針はないが、市町村で方針を定め、対応することとしている 4：対応について検討していない 5：その他	20	3	0	6	2	31	—
8	※問7において「1」「2」「3」のいずれかを選択された場合のみ、ご回答ください。 安否不明者の氏名等公表について、方針に定めていること以外に留意事項がある場合は、自由回答欄に記載してください。	/						<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開にあたり、家族等の同意を得ることとしている(ただし、努力義務とする)
9	安否不明者の氏名等公表に関する対応に関して、個人情報保護条例に定める個人情報の利用及び提供制限の例外規定の解釈について整理や確認を行っていますか。 1：はい 2：いいえ	9	22	—	—	—	31	—
10	安否不明者の氏名等公表に関する対応に関して、公表主体について整理や確認を行っていますか。 1：はい 2：いいえ	10	21	—	—	—	31	<ul style="list-style-type: none"> ・県から公表 ・県から公表(市町村において公表する場合は、県と調整の上、実施。) ・市町村から公表 ・市防災計画では、必要に応じて市が公表することとしているが、県や県警が公表する場合も考えられるため、今後調整が必要。

11	安否不明者の氏名等公表に関する対応に関して、所在情報を秘匿する必要がある者の対応に関して整理や確認を行っていますか。 1：はい 2：いいえ	17	14	—	—	—	31	<ul style="list-style-type: none"> ・公表前に、住民基本台帳の閲覧等制限がないことを確認する。 ・秘匿する必要がある者については、公表の必要性など状況を勘案して、慎重に対応することとしているが、具体的な手順等は定まっていない。
12	安否不明者の氏名等公表に関する対応に関して、公表にあたり家族の同意を必要としていますか。 1：常に必要 2：原則必要だが、例外的に不要な場合がある 3：常に不要 4：その他	10	12	4	3	—	29	<ul style="list-style-type: none"> 《回答2：例外的に家族の同意が不要な場合》 ・個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき ・救助活動のために緊急性が認められる場合 ・県の方針に基づいて対応
13	安否不明者に係る情報の入手・精査や氏名等の公表・公表後の対応（生存確認による対象者の絞り込み等）の各段階における役割分担について都道府県や関係機関（都道府県警察等）と確認を行っていますか。 1：はい 2：いいえ	9	21	—	—	—	30	<ul style="list-style-type: none"> ・県において、公表までの手順を示す方針を示している。 ・安否不明者の判断については、県や警察の協力を得て情報の整理、突合、精査を行い、市が判断する。公表することに対する家族の意思の確認について市が行う。公表については、県が行う。
14	安否不明者の氏名等公表について、検討や、関係機関と調整するうえで、課題はありましたか。 1：はい 2：いいえ	5	23	—	—	—	28	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報等を外部に提供する場合、明確な規定がないため、判断に苦慮する。 ・県や市が把握する情報が異なり、情報の精査に時間を要した。 ・現時点では、実務的な手順が定まっていないことが課題である。様々な主体で問題の捉え方が異なり、整理されていないように感じる。
15	災害発生直後の被害情報の連絡において、都道府県へ人的被害の数を報告する際、併せて安否不明者の氏名等を報告することとしていますか。 1：はい 2：いいえ	12	18	—	—	—	30	—